

法律名：内航海運業法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 内航海運業者の変更登録
- ② 手続根拠 : 内航海運業法第7条第1項
内航海運業法施行規則第7条
- ③ 手続対象者 : 内航海運業者（登録事業者）
- ④ 提出時期 : 登録事項（軽微な変更は除く）を変更しようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 変更登録申請書を作成し、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。
- ⑧ 申請書様式 : 内航海運業法施行規則第8号様式等参照
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

① 提出先：

北海道運輸局海事振興部貨物・港運課	011-290-1013（直通）
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512（直通）
関東運輸局海事振興部貨物課	045-211-7272（直通）
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156（直通）
中部運輸局海事振興部貨物・港運課	052-952-8014（直通）
近畿運輸局海事振興部貨物・港運課	06-6949-6417（直通）
神戸運輸監理部海事振興部貨物・港運課	078-321-3147（直通）
中国運輸局海事振興部貨物・港運課	082-228-3690（直通）
四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6808（直通）
九州運輸局海事振興部貨物課	092-472-3156（直通）
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836（直通）

- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 提出先にお問い合わせください。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 内航海運業法第6条第1項
- ② 標準処理期間 : 2ヶ月
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）